

「長門市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の任免、給与、勤務条件などの状況について、その概要を公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用の状況 (R6.4.2~R7.4.1)

区分	試験	選考	その他	計
一般行政職等	23人	0人	0人	23人
消防吏員	2人	0人	0人	2人
計	25人	0人	0人	25人

(2) 退職の状況 (令和6年度)

退職者数	17人
------	-----

(3) 再任用の状況 (R6.4.2~R7.4.1)

区分	再任用	
		更新
一般行政職	8人	4人
消防吏員	0人	0人
計	8人	4人

※更新人数は内書き

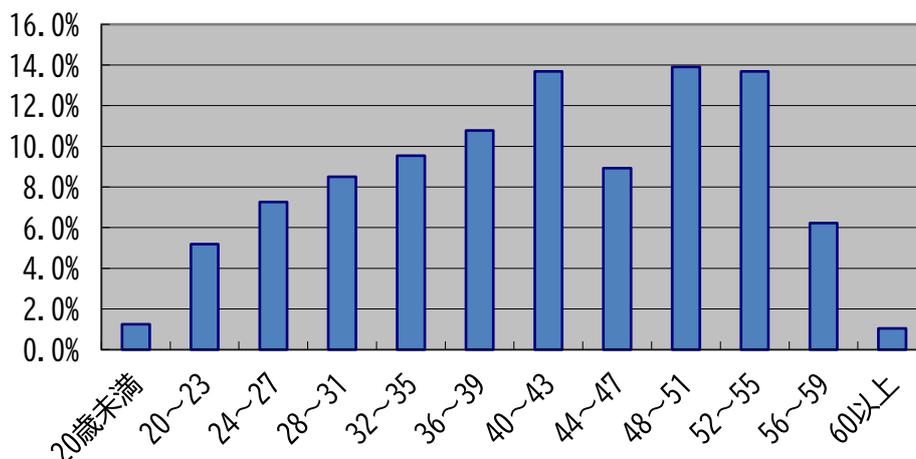
(4) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
一般行政	議会	4	4		
	総務企画	94	103	9	公民館の交流プラザ化に伴う増
	税務	19	19		
	民生	93	94	1	事務の見直しに伴う増
	衛生	30	29	▲1	事務の見直しに伴う減
	農林水産	28	29	1	技術職の増
	商工	42	41	▲1	事務の見直しに伴う減
	土木	29	29		
	小計	339	348	9	
特別行政	教育	26	19	▲7	公民館の交流プラザ化に伴う減
	消防	68	69	1	防災力強化に伴う増
	小計	94	88	▲6	
公営企業等	水道	14	14		
	下水道	15	14	▲1	技術職の減
	その他	18	18		
	小計	47	46	▲1	
合計		480 [629]	482 [629]	2	

(注) 職員数は、一般職に属する職員数で、休職者、派遣職員を含み、会計年度任用職員等の非常勤職員は除いています。[]内は、条例定数の合計です。

イ 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



単位：人

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	6	25	35	41	46	52	66	43	67	66	30	5	482

(5) 職員数の推移（毎年度4月1日現在）

単位：人

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
職員数	617	611	584	568	549	534	522	510	503	494
退職	8	39	29	34	28	28	26	21	25	28
採用	2	12	13	15	13	16	14	14	16	19
増減	▲6	▲27	▲16	▲19	▲15	▲13	▲12	▲7	▲9	▲9
	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
職員数	485	483	476	466	457	453	456	469	467	480
退職	20	26	30	22	20	27	24	15	22	23
採用	18	19	20	13	16	30	37	13	35	25
増減	▲2	▲7	▲10	▲9	▲4	3	13	▲2	13	2
	R7									
職員数	482									
退職										
採用										
増減										

2. 職員の人事評価の状況

全職員を対象に能力評価を、係長級以上の職員を対象に業績評価を実施しています。能力評価については、平成 27 年度の評価結果から、翌年度の昇給への反映を行っています。

業績評価については、平成 30 年度の評価結果から、翌年度の 6 月期勤勉手当への反映を行っています。

3. 職員の競争試験及び選考の状況

採用試験実施状況（令和 6 年度）

試験職種		申込者数	受験者数	合格者数	採用者数
高卒程度	事務	6 人	6 人	1 人	1 人
	事務（障害者対象）	0 人	0 人	0 人	0 人
	建築	2 人	2 人	2 人	1 人
	土木	0 人	0 人	0 人	0 人
	消防吏員	5 人	5 人	2 人	2 人
短大卒程度	保育士	2 人	2 人	2 人	2 人
大卒程度	行政	16 人	16 人	7 人	4 人
	建築	1 人	1 人	0 人	0 人
	土木	1 人	1 人	0 人	0 人
	保健師	0 人	0 人	0 人	0 人
社会人	事務	25 人	24 人	8 人	7 人
	事務（デジタル推進）	1 人	1 人	1 人	1 人
	建築	0 人	0 人	0 人	0 人
	土木	5 人	5 人	0 人	0 人
	電気	2 人	2 人	2 人	2 人
	機械	0 人	0 人	0 人	0 人
	衛生	1 人	1 人	1 人	1 人
	保健師	1 人	1 人	1 人	1 人
	看護師	3 人	3 人	2 人	2 人
	保育士	0 人	0 人	0 人	0 人
	社会福祉士	1 人	1 人	1 人	1 人
	精神保健福祉士	0 人	0 人	0 人	0 人
	主任介護支援専門員	0 人	0 人	0 人	0 人

4. 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (6年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
6年度	29,969人	22,809,479千円	903,509千円	4,233,903千円	18.6%

イ 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
7年度	434人	1,698,602千円	300,501千円	691,856千円	2,690,959千円	6,200千円

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長門市	43.0歳	334,966円	382,029円	362,784円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長門市	56.2歳	341,333円	344,867円	341,333円
国	51.3歳	294,567円	—	337,907円

※1「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

※2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、平均給与月額はこれら全ての諸手当込みのもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、平均給与月額（国ベース）は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

イ 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		長門市	
		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	225,600円	231,100円
	高校卒	194,500円	202,700円
用務員	高校卒	216,600円	221,800円
	中学卒	199,000円	206,500円
消防士	大学卒	220,000円	231,100円
	高校卒	194,500円	209,000円

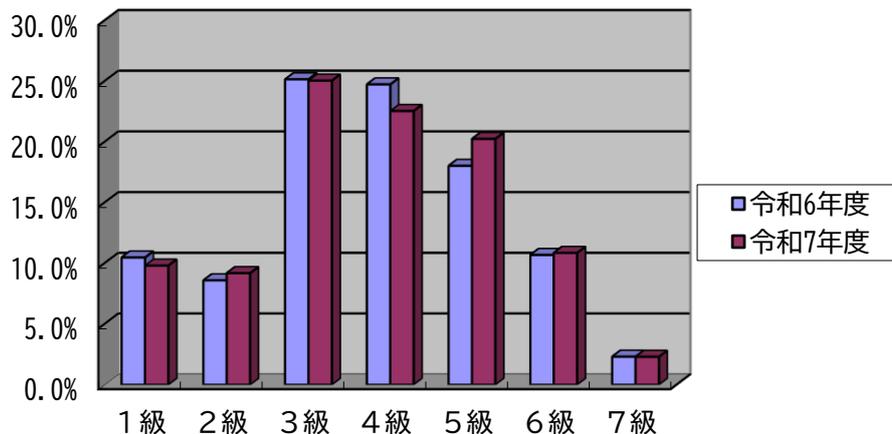
ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	278,700円	302,600円	354,300円
	高校卒	248,600円	278,700円	302,600円
用務員	高校卒	259,100円	271,800円	291,500円
	中学卒	234,700円	263,900円	288,200円
消防士	大学卒	278,700円	302,600円	354,300円
	高校卒	253,200円	288,500円	313,000円

(3) 級別職員数等の状況（令和7年4月1日現在）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名等	人	人	%	段階
1級	定型的な業務を行う職務	47	9.8	事務職員	33	211	44.0	係員級
				技術職員	7			
		消防吏員	7					
		計	47					
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	44	9.2	事務職員	33			
				技術職員	6			
		消防吏員	5					
		計	44					
3級	主任主事及び主任の職務	120	25.1	主任	44			
				主任主事	42			
		主任技師	7					
		消防吏員	27					
		計	120					
4級	係長の職務	108	22.5	係長	2	108	22.5	係長級
				主査	85			
		出張所長	5					
		副園長	4					
		消防署係長級	12					
		計	108					
5級	課長補佐の職務	97	20.2	課長補佐	68	97	20.3	課長補佐級
				技術補佐	9			
		園長	5					
		室長等	11					
		消防署課長補佐級	4					
		計	97					
6級	部次長及び課長の職務	52	10.9	課長	27	52	10.9	課長級
				主幹	13			
		支所長等	6					
		消防署課長級	6					
		計	52					
7級	部長の職務	11	2.3	部長	7	11	2.3	部長級
				消防長	1			
		局長	2					
		理事	1					
		計	11					

(注) 長門市一般職の職員の給与に関する条例に定める給料表の適用を受ける職員の級別人数です。(準用により適用を受ける公営企業職員の人数を含む)



(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（令和6年度）

長門市	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,604千円	—
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分	同 左
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

長門市	国
（支給率） 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算） 令和6年度 1人当たり平均支給額 6,915千円	勸奨・定年 26.3655 月分 33.27075 月分 47.709 月分 47.709 月分 同 左

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		4,636千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		61千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（7年度）		12.2%	
手当の種類		10種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税及び国民健康保険料の徴収外勤手当	市税、国民健康保険料の徴収業務をする職員	1) 督促、徴収業務 ① 1日3時間を超える場合 ② 現年度分を徴収した場合 ③ 滞納繰越分を徴収した場合 2) 物件(不動産を除く)差押さえ業務 3) 差押物件引揚げ業務 4) 検税調査業務（1日3時間を超える場合）	1日 200円 1件 50円 1件 100円 1戸 300円 1戸 400円 1日 200円
税外収入徴収外勤手当	上記以外の徴収業務をする職員	住宅使用料、清掃手数料、保育料等の徴収業務（1日3時間を超える場合）	1日 200円
福祉主事訪問調査手当	訪問調査に従事する社会福祉主事	被保護世帯の訪問調査業務	月額 6,000円
行旅死亡人収容手当	福祉事務所に勤務する職員	行旅死亡人の収容作業業務	1件 5,000円
感染症防疫作業手当		感染症防疫作業業務	1日 500円
家畜防疫作業手当		家畜防疫作業業務	1日 500円
犬猫死体処理手当	清掃業務従事手当を受けない職員	犬猫死体処理業務	1回 300円
清掃業務従事手当	清掃工場に勤務する職員 清掃工場以外に勤務する者	ごみ処理業務（4時間未満） 清掃業務	1日 600円（300円） 1日 250円
火葬業務従事手当	火葬業務を本務とする職員 上記以外の職員	火葬業務	月額 10,000円 1体 2,000円
消防業務従事手当	緊急車両の機関員、救急業務に従事する職員 救急救命士 救急・救助隊員 はしご車搭乗隊員 消防署に勤務する交替制勤務者 緊急消防援助隊として従事した職員	災害現場及び救急業務 救急・救助業務 防災・救助活動業務 深夜（22時から5時）1時間以上の通信業務 緊急消防援助業務	1回 130円 1回 510円 1回 240円 1回 500円 1回 410円 1日 2,160円

エ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	45,218千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	186千円

オ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	○配偶者及び父母等 3,000円 ○子 11,500円 ○満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円加算	同じ		千円 52,315	円 264,217
住居手当	○借家 ・家賃27,000円以下 家賃から16,000円を控除した額 ・家賃27,000円超 家賃から27,000円を控除した額の2分の1(17,000円が限度)に11,000円を加算した額 ・最高限度額 28,000円	同じ		千円 28,631	円 262,670
通勤手当	○交通機関 運賃(定期券)が150,000円以下の場合 運賃相当額 ○交通用具 片道2kmから60km以上まで16区分(月額3,000円～31,600円)	異なる	○交通用具 国 2km～60km以上13区分 2,000円～31,600円	千円 30,617	円 103,786
管理職手当	管理監督の地位にある職員に支給 部長44,250円、部次長37,395円、課長33,240円、主幹29,085円、課長補佐19,830円	異なる	国 46,300円から130,300円	千円 43,342	円 314,072
休日勤務手当	祝日法による休日等、年末年始の休日等において、正規の勤務時間に勤務した職員に支給 時間単価の35%増の額支給	同じ		千円 15,216	円 310,531
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給 4,400円	同じ		千円 —	円 —
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受ける職員が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合、又災害への対処等のため平日の深夜に勤務した場合に支給 ・週休日 部課長6,000円、課長補佐4,000円(6時間超は150/100を乗じた額) ・平日深夜 部課長3,000円、課長補24,000円	同じ		千円 1,044	円 13,385
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に支給 時間単価の25%を支給	同じ		千円 3,772	円 46,000
単身赴任手当	月額30,000円 交通距離に応じて8,000円～70,000円を加算	同じ		千円 —	円 —

(5) 特別職の報酬等の状況（令和6年度）

区分		給料月額等
給料	市長	790,000 円
	副市長	630,000 円
	教育長	560,000 円
報酬	議長	425,000 円
	副議長	360,000 円
	議員	320,000 円
期末手当	市長 副市長 教育長	(令和6年度支給割合) 3.45 月分
	議長 副議長 議員	(令和6年度支給割合) 3.35 月分
退職手当	市長 副市長 教育長	(算定方式) (支給時期)
		給料月額×在職月数×0.5 任期毎
		給料月額×在職月数×0.3 任期毎
		給料月額×在職月数×0.25 任期毎

5. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

1 週間の正規 の勤務時間	1 日の正規の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	7 時間 45 分	8 : 3 0	1 7 : 1 5	12:00~13:00

(注) 職務の特殊性または当該公署の必要等により、特別の形態によって勤務する必要のある職員の勤務時間については、任命権者が別に定めています。

(2) 一般職員の年次有給休暇の取得状況

令和6年 平均取得日数	12.6 日
-------------	--------

(3) 特別休暇等

区分		付与日数
特別休暇	選挙権等公民としての権利行使	必要と認める日又は時間
	証人、鑑定人として官公署等出頭	
	妊娠中の保健指導・健康診査	
	骨髄提供のための休暇	
	ボランティア休暇	5日の範囲内
	結婚	5日
	女性職員の生理休暇	1月2日を超えない範囲内
	保育時間（生後1年に達しない子）	1日2回、各45分以内
	産前・産後	予定日以前8週間(多児14週)目に当たる日から分娩の日後8週間目に当たる日まで
	妻の出産	2日の範囲内
	男性職員の育児参加のための休暇	5日の範囲内
	子の看護のための休暇	5日の範囲内 (2人以上、10日の範囲内)
	短期介護休暇	5日の範囲内 (2人以上、10日の範囲内)
	忌引	父母7日、祖父母3日、曾祖父母2日、配偶者10日、子5日、兄弟姉妹・孫3日、おじ・おば1日
	法要	父母・配偶者・子1日
	夏季休暇	4日の範囲内
	リフレッシュ休暇	45歳・55歳 3日
不妊治療のための休暇	5日の範囲内	
病気休暇	医師の証明等に基づき、最小限度必要と認める日又は時間（公務による負傷・疾病の場合は180日以内、その他の疾病の場合は90日以内）	

(4) 介護休暇の取得状況（令和6年度）

区分	取得者数
男性職員	0人
女性職員	0人
計	0人

(5) 介護時間の取得状況（令和6年度）

区分	取得者数
男性職員	0人
女性職員	0人
計	0人

(6) 育児休業及び部分休業の取得状況（令和6年度）

区分	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	6人	0人
	1人	2人
女性職員	9人	0人
	0人	12人
計	15人	0人
	1人	14人

(注) 上段は令和6年度に新たに取得した者、下段は令和元年度以前から令和6年度にかけて引き続いている者の数です。

6. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（令和6年度）

分限処分とは、職員が一定の事由によりその職責を十分に果たすことが期待できない場合に、職員の意に反して不利益な身分上の措置を講ずることを言います。

処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計
処分事由					
勤務実績が良くない場合	－	－	－	－	0人
心身の故障の場合	－	－	4人	－	4人
職に必要な適格性を欠く場合	－	－	－	－	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	－	－	－	－	0人
刑事事件に関し起訴された場合	－	－	－	－	0人
条例で定める事由による場合	－	－	－	－	0人
合計	0人	0人	4人	0人	4人

(2) 懲戒処分者数（令和6年度）

懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持することを目的に、職員の義務違反に対する制裁として行う処分を言います。

処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
処分事由					
法令に違反した場合	－	－	－	－	0人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	－	－	－	－	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	－	－	－	－	0人
管理・監督者責任	－	－	－	－	0人
合計	0人	0人	0人	0人	0人

7. 職員のサービスの状況

(1) 営利企業等従事制限にかかる許可の状況（令和6年度）

職員が営利企業等に従事しようとするときは、地方公務員法第38条に基づき、あらかじめ市長の許可を得なければならないとされています。

申請件数	承認件数	承認した主な内容
4	4	非営利団体の役員就任
2	2	ライフセーバー
11	11	市営地域クラブ（Nクラ）指導員
6	6	農林業センサス指導員
1	1	全国家計構造調査指導員

8. 職員の退職管理の状況

地方公務員法の改正（平成28年4月1日）に伴い、本市を退職し企業等に再就職した元職員（以下「再就職者」という。）による現職職員への働きかけの禁止等が新たに同法に規定されました。

本市では、再就職者による再就職状況の届出義務化などを規定した「長門市職員の退職管理に関する条例」を平成28年4月1日から施行し、退職管理のより一層の適正化に取り組んでいます。

令和6年4月1日から令和7年3月31日に管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるもの（長門市では課長職以上）に就いていた職員で退職し、再就職した者の状況は次の表のとおりです。

（令和7年12月1日現在）

課長職以上で退職した職員		0人
うち再就職者		0人
再就職先区分	市（嘱託等）	0人
	その他公的団体	0人
	営利団体	0人
	非営利団体	0人

9. 職員の研修の状況（令和6年度）

区分	研修課程	回数	延受講者数
長門市	・窓口研修 ・コンプライアンス研修 ・メンタルヘルス研修 等	34	864人
山口県ひとづくり財団	・一般研修 ・専門研修 ・特別研修	30	134人
派遣（実務）研修	・経済産業省 ・中国経済産業局 ・山口県デジタル政策課 ・下関市観光政策課 ・後期高齢者医療広域連合 ・全国市町村国際文化研修所	—	1人 1人 1人 1人 1人 1人

10. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理の状況（令和6年度）

衛生委員会設置事業場数	1
同上委員会開催回数	2
衛生管理者数	1
産業医（非常勤）	1

(2) 健康診断の実施状況（令和6年度）

区 分		受診者数
定期健康診断（法定）		633人
がん検診（任意）	胃がん	35人
	大腸がん	65人
	肝炎	48人
人間ドック（市町村共済組合）		161人

（注）定期健康診断（法定）及び肝炎の受診者数には、会計年度任用職員を含みます。

(3) 福利厚生（令和6年度）

厚生事業（元気回復等）の内容	参加経費等
職員親睦大会	55,500円

(4) 公務災害等の発生状況（令和6年度）

	公務災害	通勤災害	計
認定件数	3	0	3

（注）認定件数には、会計年度任用職員等を含みます。

1 1. 山口県市町公平委員会報告事項

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和6年度）

措置要求件数	令和7年3月31日現在の状況		
	取り下げ	打ち切り	勧告
0	0	0	0

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況（令和6年度）

不服申立件数	令和7年3月31日現在の状況		
	結審済み	審理中	中断
0	0	0	0